

土 壌 汚 染 対 策 法 施 行 規 則 第 26 条 に 係 る 情 報 の 開 示 申 出 書

年 月 日

八 戸 市 長 殿

住 所
氏 名

申 出 者 （法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電 話 番 号
（ F A X ）

土 壌 汚 染 の 状 況 に 係 る 情 報 の 提 供 事 務 要 領 第 3 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き 、 下 記 の と お り 土 壌 汚 染 の 状 況 に 係 る 情 報 の 開 示 を 申 し 出 ま す 。

開示を申出する土地 の地番 (もしくは物件の住所)	
申出地に設置されてい る事業場名	
開示申出に同意してい る土地所有者名 (住所と連絡先も記入)	(Tel - -)
希望する情報提供方法 (該当欄の□をチェッ クしてください)	☐ 口頭での提供を希望 → ☐ 環境保全課窓口での提供 ☐ 電話での提供 (Tel - -)
	☐ 文書での提供を希望 → ☐ 環境保全課窓口での提供 ☐ 郵送での提供

注) 1 土地所有者の開示申出への同意書(様式自由)及び登記事項証明書(現在の所有者が判るもの)の写しを添付してください。土地所有者の同意がない場合はこの申出書による情報の開示は行えません。
2 1の同意書は、申出者が土地所有者の場合は不要です。

問合せ方法

- ・同意書及び登記事項証明書の写しの添付が必要なことから、八戸市環境保全課まで直接お越しくください。
- ・電話、郵送、ファクシミリ及び電子メールによる問合せの受付は行っていません。
- ・申出地に設置されている事業場名は、必ず記載してください。

提供する情報

- ・土壌汚染対策法施行規則第 26 条第一号から第五号のうち該当する情報
- ・汚染のおそれがある有害物質の種類

※上記以外の情報について希望される場合は、八戸市情報公開条例に基づく開示請求が必要です。開示の方法によっては、複写料、郵送料がかかります。

利用にあたっての注意事項

- ① 私有財産に関する情報が含まれるため、情報の適正利用に努めてください。
- ② 八戸市〇〇町一丁目周辺、半径△mといった具体的ではない所在地の場合は回答できません。
- ③ 土壌汚染の有無について回答するものではありません。
- ④ 土壌汚染対策法第 2 条第 1 項の特定有害物質の使用履歴のある事業場に限ります。水質汚濁防止法第 2 条第 2 項第 1 号に規定する有害物質は対象外です。
- ⑤ 回答する内容は当市に届出のある情報であり、無認可、無届で事業を行っていることも想定されます。
- ⑥ 「廃止」とは、特定有害物質の使用の廃止のことをいい、施設又は事業場の廃止とは限りません。
- ⑦ 届出遅延や事務処理の都合上、回答内容は、直近の届出内容が反映されていないことがあります。
- ⑧ 回答は、細心の注意を払って行いますが、今後の届出情報等の整理により内容を修正することがあります。

土壌汚染対策法に基づく区域の指定状況の確認

- ・要措置区域、形質変更時要届出区域の指定の状況は、インターネットで確認することができます。
- ・八戸市環境保全課の窓口で、指定区域台帳（図面等を含む）を閲覧することができます。

八戸市 市民環境部 環境保全課 調査指導グループ
〒031-8686 八戸市内丸一丁目 1 番 1 号
TEL0178-43-9107 FAX0178-47-0722